

URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要

【メリット】

1. 市町村(UR)は、1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能
 - ・個別地区の発注、個別地区間の調整などの本来発注者が行うべき業務をCMRが実施。
2. 民間の知恵を生かして復興まちづくり事業のスピードアップ
 - ・調査・設計と工事施工を一括で1つの発注とすることで、設計のできた所から施工を開始することが可能。
3. 建設業者等の選定において地元企業の優先活用が可能
 - ・市町村の意向を踏まえた一定の優先条件(女川町の例:①女川町内に本店②宮城県東部土木事務所管内に本店、③宮城県内に本店)に従って下請建設業者を選定し、承認を得た上で、契約。
 - ・活用可能な地元企業がない場合には、市町村の了承の上でゼネコンの全国的な調達力を活用し、事業を滞らせることなく進めることが可能。
4. 地元下請建設業者等に対する支払いを透明化し、下請へのしわ寄せの防止が可能
 - ・市町村(UR)とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト(業務原価)とコストに一定割合(10%程度を目安)を乗じたフィー(報酬)を加えた額を支払い。
 - ・CMRから施工企業への支払い額(コスト)を市町村(UR)に対し、開示し、それを第三者・URがチェックする方式(オープンブック方式)を採用。

